

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年1月31日(金) 午後3時00分から午後4時15分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席16名、欠席3名）】  出席委員：1番藤田一義委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員  欠席：2番片山敏隆委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席16名、欠席2名）】  出席委員：1番伊藤力委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員  欠席：2番渡邊逸郎委員、3番原安義委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席32名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	12番 委員
	13番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて  
No56 1件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて  
No40～No46 7件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No65～No87 23件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No806～No808 3件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No5056～No5057 2件
- 議 第2号 農用地利用集積計画案について  
No416～No551 136件
- 議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No22～No24 3件
- 議 第4号 令和元年糸魚川市賃借料の情報提供について
- 議 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

### 日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12番井上委員、13番土沢委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>56番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆14㎡について、宅地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長 水島係長	<p>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt; 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください 40 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の6筆1,701.61㎡について、労力不足のため休耕するものです。 41 番下早川、大和川地区の件ですが、上出、下出、大和川地内の16筆4,022㎡について、労力不足のため休耕するものです。 42 番下早川地区の件ですが、西塚地内の2筆832㎡について、労力不足のため休耕するものです。 43 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の32筆3,994.61㎡について、労力不足のため休耕するものです。 44 番上早川地区の件ですが、北山地内の8筆6,341㎡について、労力不足のため休耕するものです。 45 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆176㎡について、住宅跡地を活用し、果樹等を植えるため増反するものです。 46 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆516㎡について、高齢のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt; 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。 65 番下早川地区の件ですが、堀切地内の2筆400㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は自作するものです。 66 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,031㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 67 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,020㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>

68 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,991㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

69 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,037㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

70 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,024㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

71 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,004㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

72 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆971㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

73 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,708㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

74 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆737㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

75 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆765㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

76 番磯部地区の件ですが、徳合地内の8筆6,921㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

77 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆2,719㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

78 番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆4,636㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

79 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆787㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

80 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,566㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

81 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆2,356㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

82 番83 番上早川地区の件ですが、北山地内の8筆6,341㎡について、耕作条件が悪いため解約し、その後は休耕するものです。

84 番85 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆247㎡について、耕作条件が悪いため解約し、その後は休耕するものです。

86 番87 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の13筆2,104㎡につい

<p>議長</p>	<p>て、災害により耕作ができなくなったため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。説明いたします。11頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>806 番下早川地区の件ですが、堀切地内の2筆1,116㎡について、用途変更したいものです。申請人は、申請地が稲作には不便な形状なため、畑にしたいものです。</p> <p>807 番下早川地区の件ですが、新町地内の1筆700㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農道早川右岸線沿いの場所です。申請人は、稲作に不便な形状の部分を嵩上げし、畑や堆肥置場として使用したいものです。</p> <p>808 番大和川地区の件ですが、大和川地内の10筆2,767㎡について、用途変更したいものです。申請人は、申請地が稲作に適さないため畑として使用したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>

	<p>日程第3＝付議事項</p> <p>&lt;議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</p> <p>議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
議長	説明いたします。12頁をご覧ください。
小林主査	<p>5056番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆567㎡について、現場事務所及び駐車場敷地のための、10か月間の賃借権設定です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道辻倉線沿いの場所です。申請人は、建築中の工場のガス工事のため、申請地を借り受け、現場事務所及び駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、工業地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5057番今井地区の件ですが、中谷内地内の1筆205㎡について、車庫及び駐車場敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道旧今井松本線沿いの場所です。申請人は、自宅が公道に面しておらず、公道に面している申請地を譲り受け、車庫及び駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	<p>&lt;議第2号 農用地利用集積計画案について&gt;</p> <p>議第2号 農用地利用集積計画案について、136件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが11件ござ</p>

	<p>ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p> <p>〔原委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。20 頁をご覧ください。</p> <p>448 番上早川地区の件ですが、越地内の 5 筆 7, 344 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>449 番上早川地区の件ですが、越地内の 5 筆 5, 101 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>452 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の 6 筆 5, 946 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>453 番上早川地区の件ですが、大平地内の 3 筆 5, 112 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>454 番上早川地区の件ですが、大平地内の 3 筆 5, 149 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>455 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 5 筆 8, 001 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>456 番上早川地区の件ですが、砂場地内の 4 筆 5, 268 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>457 番上早川地区の件ですが、北山地内の 3 筆 6, 286 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長 伊藤主査	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔原委員入室〕</p> <p>次に山崎委員の案件を審議します。山崎委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔山崎委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。37 頁をご覧ください。</p> <p>535 番能生谷地区の件ですが、須川地内の 10 筆 1, 304 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>

<p>議長</p>	<p>536 番能生谷地区の件ですが、須川地内の1筆 381 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>537 番能生谷地区の件ですが、須川地内の25筆 2,334.24 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔山崎委員入室〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>416 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の5筆 6,781 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>417 番下早川地区の件ですが、堀切地内の9筆 1,007.91 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>418 番下早川地区の件ですが、田屋、道明、西谷内地内の6筆 10,536 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>419 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆 1,213 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>420 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の3筆 3,340 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>421 番下早川地区の件ですが、道明、西谷内地内の3筆 5,388 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>422 番下早川地区の件ですが、西谷内地内の1筆 1,364 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>423 番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆 997 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>424 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆 731 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>425 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の3筆 1,223 m<sup>2</sup>につ</p>

いて、借り受けて規模拡大を図るものです。

426 番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の4筆2,196㎡について、更新するものです。

427 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆2,384㎡について、更新するものです。

428 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆4,131㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

429 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆1,913㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

430 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の1筆1,203㎡について、更新するものです。

431 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の4筆4,282㎡について、更新するものです。

432 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の1筆370㎡について、更新するものです。

433 番下早川地区の件ですが、滝川原、上出地内の9筆4,485㎡について、更新するものです。

434 番下早川地区の件ですが、下出、谷根地内の4筆4,384㎡について、更新するものです。

435 番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆1,260㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

436 番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆3,997㎡について、更新するものです。

437 番下早川地区の件ですが、下出地内の6筆3,418㎡について、更新するものです。

438 番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆1,810㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

439 番下早川地区の件ですが、下出地内の7筆4,191㎡について、更新するものです。

440 番下早川地区の件ですが、谷根地内の18筆7,290㎡について、更新するものです。

441 番下早川地区の件ですが、谷根地内の5筆4,545㎡について、更新するものです。

442 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆1,058㎡について、更新するものです。

443 番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆3,153㎡について、更新するものです。

444 番下早川地区の件ですが、谷根地内の5筆4,201㎡について、更新するものです。

445 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,028㎡について、更新するものです。

446 番下早川地区の件ですが、東塚地内の4筆2,775㎡について、更新するものです。

447 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆2,093㎡について、更新するものです。

450 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,804㎡について、更新するものです。

451 番上早川地区の件ですが、宮平地内の2筆877㎡について、更新するものです。

458 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆1,330㎡について、更新するものです。

459 番上早川地区の件ですが、大平地内の3筆959㎡について、更新するものです。

460 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆750㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

461 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆217㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

462 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆876㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

463 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆1,086㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

464 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の5筆2,954㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

465 番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆740㎡について、更新するものです。

466 番大和川、西海地区の件ですが、大和川、羽生地内の10筆3,716

m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

467 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆120 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

468 番西海地区の件ですが、羽生、成沢地内の3筆3,480 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

469 番西海地区の件ですが、成沢地内の1筆1,211 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

470 番西海地区の件ですが、成沢地内の2筆5,801 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

471 番西海地区の件ですが、釜沢地内の5筆8,543 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

472 番西海地区の件ですが、川島地内の3筆3,437 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

473 番西海地区の件ですが、田中地内の5筆4,095 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

474 番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆1,842 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

475 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,038 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

476 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目、寺島3丁目地内の4筆1,592 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

477 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆764 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

478 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆2,572 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

479 番大野地区の件ですが、大野地内の7筆2,957 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

480 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆881 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

481 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,072 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

482 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆800 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

483 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,970㎡について、更新するものです。

484 番大野地区の件ですが、大野地内の6筆1,733㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

485 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,034㎡について、更新するものです。

486 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,031㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

487 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,020㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

488 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,017㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

489 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆992㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

490 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,019㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

491 番大野地区の件ですが、大野地内の6筆3,362㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

492 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,991㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

493 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,037㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

494 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,024㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

495 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,004㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

496 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆971㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

497 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,391㎡について、更新するものです。

498 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆2,036㎡について、更新するものです。

499 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆2,921㎡について、

更新するものです。

500 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆2,541㎡について、更新するものです。

501 番根知、小滝地区の件ですが、根小屋、大所地内の2筆3,136㎡について、更新するものです。

502 番根知、小滝地区の件ですが、根小屋、大所地内の2筆3,366㎡について、更新するものです。

503 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆2,112㎡について、更新するものです。

504 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆3,114㎡について、更新するものです。

505 番根知地区の件ですが、大工屋敷地内の1筆1,882㎡について、更新するものです。

506 番根知地区の件ですが、大工屋敷地内の1筆1,648㎡について、更新するものです。

507 番根知地区の件ですが、蒲池地内の2筆2,082㎡について、更新するものです。

508 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆2,395㎡について、更新するものです。

509 番根知地区の件ですが、蒲池地内の2筆5,029㎡について、更新するものです。

510 番今井地区の件ですが、西川原地内の2筆2,812㎡について、更新するものです。

511 番今井地区の件ですが、西川原地内の3筆4,867㎡について、更新するものです。

512 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆2,273㎡について、更新するものです。

513 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆3,768㎡について、更新するものです。

514 番磯部地区の件ですが、徳合地内の5筆4,548㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

515 番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆3,446㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

516 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆765㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

517 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆1,488㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

518 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆1,149㎡について、更新するものです。

519 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆737㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

520 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆2,761㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

521 番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆770㎡について、更新するものです。

522 番磯部地区の件ですが、百川地内の2筆1,830㎡について、更新するものです。

523 番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆1,336㎡について、更新するものです。

524 番磯部地区の件ですが、百川地内の3筆2,283㎡について、更新するものです。

525 番磯部地区の件ですが、百川地内の2筆3,109㎡について、更新するものです。

526 番磯部地区の件ですが、百川地内の3筆4,265㎡について、更新するものです。

527 番磯部地区の件ですが、百川地内の3筆3,130㎡について、更新するものです。

528 番磯部地区の件ですが、百川地内の3筆2,334㎡について、更新するものです。

529 番能生谷地区の件ですが、島道地内の6筆1,037㎡について、更新するものです。

530 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆275㎡について、更新するものです。

531 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆178㎡について、更新するものです。

532 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆246㎡について、更

新するものです。

533 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆301㎡について、更新するものです。

534 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の2筆2,952㎡について、更新するものです。

538 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の2筆1,304㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

539 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆809㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

540 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆881㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

541 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の4筆3,512㎡について、更新するものです。

542 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の12筆16,548㎡について、更新するものです。

543 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の15筆7,954㎡について、更新するものです。

544 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の3筆4,877㎡について、更新するものです。

545 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の11筆2,620㎡について、更新するものです。

546 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の6筆3,422㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

547 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の5筆6,295㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

548 番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の5筆5,324㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

549 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,969㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

550 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,656㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

551 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,361㎡について、農

<p>議長 6 番松澤委員 伊藤主査</p>	<p>地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。      以上で、説明を終わります。ご審議願います。      只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      417 番の借受者の法人はどんな会社ですか。      市内建設会社が農業法人を立ち上げて、主に早川の河川のところで      わさびを作っています。以前からハウスでわさびを作っていて、そこ      を規模拡大しております。借地料が高いのは隣が宅地ということもあ      って、田としては高くなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。      [「なし」と呼ぶものあり]</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。      [地区委員より「異議なし」の声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しま      した。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議第 3 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b>      議第 3 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求め      ます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。44 頁をご覧ください。      22 番下早川地区の件ですが、田屋、道明、四ツ屋、上覚地内の 11      筆 13,588 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借      り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>23 番大野地区の件ですが、大野地内の 3 筆 3,017 m<sup>2</sup>について、農地      中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>24 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の 3 筆 3,279 m<sup>2</sup>につい      て、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。      以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      [「なし」と呼ぶものあり]</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。      [地区委員より「異議なし」の声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しま      した。</p>

議長	<p>&lt;議第4号 令和元年糸魚川市賃借料の情報提供について&gt; 議第4号 令和元年糸魚川市賃借料の情報提供について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。46頁をご覧ください。 農地法で定められております賃借料の情報提供について、平成31年1月から令和元年12月の告示された農地の賃貸借契約における10a当たりの賃借料の水準を出ささせていただきました。今井地区は前年と同じで磯部地区は下がっておりますが、その他は上がっております。金額が上がった理由といたしまして考えられるのは、このデータを出すにあたって、その年によって出てくる契約内容が違いますので、数年契約だと毎年違う方の契約の平均になるため、その年の契約内容によって前年とは金額が変わるということがあげられます。そしてもう1つは、お米で納める方も多く、お米を換算する時に1等米、2等米の引渡価格の平均を使いますので、これが平均額を押し上げたと思われれます。</p>
議長 14番小池推進委員	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 最高額というのは、上早川だとデータ数220筆ある内のどれくらい占めていますか。</p>
伊藤主査	<p>極端に高いものと低いものは除いております。データ数としてはかなりの数になりますが、その中の最高額になります。逆にデータ数が少ない地区は載せていません。</p>
議長	<p>その他ご意見・ご質問はございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小林主査	<p>&lt;議第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について&gt; 議第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明を求めます。 説明いたします。47頁をご覧ください。</p>

	<p>被相続人は令和元年6月に亡くなっており、相続人は被相続人の息子さんと、特例の適用を受ける農地は、上刈5丁目、上刈2丁目地内の10筆8,852.91㎡です。農業機械は一式所持しており、今までは親子で農業経営しておりましたが、お父様が亡くなられてからは、相続人である息子さんが奥様と一緒に農業をしております。上刈2丁目の畑で作っている野菜は青果市場に出荷されているので、農業経営に関しては問題ないと思われます。地区担当の米原委員から補足をお願いします。</p>
米原委員	<p>相続人は、上刈地区の農家組合長をされており上刈地区をまとめてくれる方ですし、この制度を受けるための適格者であると思います。</p>
小林主査 議長 14番小池推進委員	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 資料のイメージのところで農業投資価格20万～90万程度と書いてありますがどういうことでしょうか。</p>
小林主査 水島係長  9番鷺澤委員	<p>今後詳しく調べてお伝えします。 この制度を受けられるかどうかは最終的には税務署が判断するものになります。農業委員会でご審議いただくのは、この制度を受けられるかどうかの判断をするということであります。</p>
水島係長	<p>この制度を使うのは、農地だけの相続なのか、他の相続も含めてなのかそのところどうでしょうか。市街地では農地だけなら納税猶予を超えるほどの相続税にならないような気がします。</p>
4番原委員	<p>相続したときに発生する相続税(国税)はそれだけで控除があるのですが、主に都会の方で農地に多くの税金がかかる場所があり、相続のたびに高い相続税が発生するために、農地を売却することにより農業経営自体が成り立たなくなっていく問題が生じたことからできた制度です。</p>
水島係長	<p>猶予を受けてから途中で農業を辞めた場合はどうなるのでしょうか。また、猶予を受けてから何年間は続けないといけないという期間はないのですか。 具体的に申し上げますと、今私の父が亡くなったとして、私とその農業経営を20年続けるか、もしくは私が死亡して私の息子が農業を続けるとなれば、私の分の相続税は免除となります。そしてその後息子が死亡して孫が相続する際に同じ手続きをすればその分の相続税も免</p>

議長	<p>除となります。しかし、その農地を耕さないとなるとその時点でその土地の相続税は発生します。この制度は農地を守るのが目的ですので、どこかの時点で農業ができなくなっても、利用権設定などを通じてその農地を耕していれば適用になるとされています。</p> <p>その他ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月28日（金）定例総会</li> </ul>
議長	<p><b>イ その他</b></p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>